

大牟田市物品に係る業者の指名停止等の措置について

指名停止措置

1) 業者名

株式会社アステム 佐賀筑後営業部
福岡県久留米市宮ノ陣3丁目7-60

2) 事実概要

独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に反する行為を行っていたとして、公正取引委員会は、令和5年3月24日に入札参加業者6者（上記3者を含む。）に対して、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令と課徴金納付命令を行った。

3) 大牟田市の措置

ア) 指名停止措置理由

当該業者が独占禁止法第3条に違反したことは、大牟田市指名停止等措置要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するので、指名停止するもの。

イ) 指名停止措置期間

当該認定をした日から2月

指名停止措置期間 令和5年5月1日から令和5年6月30日

※ 公正取引委員会より課徴金減免制度の適用事業者であることを公表されていることから
大牟田市指名停止措置要綱第8条により、指名停止期間を2分の1に短縮する。

○大牟田市指名停止等措置要綱

別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4月以上24月以内